

2 一般社団法人更埴教育会定款施行に関する細則

第1条 地区の名称およびその区分は、次のようにする。

坂城地区 坂城町

千曲地区 千曲市

第2条 地区の活動は、その独自性によるものとする。ただし、この会の事業をすすめるための必要に応じて、各地区は、この会の事業を協力して推進するものとする。

第3条 理事は、総務・研究・編集・庶務・会計等の係を分担する。

第4条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5条 代議員は、定款第38条の職務を兼ねることはできない。

2 代議員が、総会に出席できない場合は、議決に関する権限を代理者に委任することができる。

第6条 この会から選出された信濃教育会の常任委員・代議員は、必要に応じて、この会の理事会・総会に出席し、この会の信濃教育会との運営上の調整を図るものとする。

第7条 会員は、定款第7条の規定のとおり、本会の事業に必要な経費に充てるため、会費を納入しなければならない。

2 本会の会費は同年4月1日現在給料（教職員調整額を含む）の6／1000に50円を加えたものとする。4月1日付昇給者も内申額で算出する。

3 会費の徴収は年額を10回に分割納入する。

4 各校会計係は、前項の金額を5月より2月まで毎月20日までに指定の金融機関口座に払い込む。

5 休職者の会費は給料支給率に応じて納入する。但し、専従休職者は会費を納入する。育児休業者の会費は免除する。

6 再任用勤務の会員の会費は1ヶ月500円、年間6000円とし、非常勤講師の会費は年額1000円とする。なお、会費は現金で納入する。

常勤講師は上記2と同様とする。

7 諸支払いは、領収書と引き換えに事務所において行う。但し、多額になるときは前もって連絡する。認印を必ず持参する。

第8条 予算の運用のうち、項内の流用は、会長がこれを行うことができる。

第9条 会員及び児童・生徒の厚生に関する規定は別に定める。

第10条 この会の専任幹事及び事務職員の給与は別に定める。

(平成23年11月10日制定) (平成24年 4月 1日施行)

(平成28年 2月12日修正)

(平成28年 4月18日修正)